

令和2年8月17日

南相馬市農業委員会  
8月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年8月17日(月)午後1時50分開会

場 所 原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」集会室

## 1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	
3	菅 野 信 彦		13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫		16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一		17	佐 藤 良 一	出
8	小谷津 弘 隆		18	岡 田 敏 文	
9	塚 野 邦 好		19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

新型コロナウイルスの感染防止(3密を避ける)のため、出席を求めない

## 2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし

## 3. 出席職員

事務局

局 長 上野 勝 次長 佐藤 光 主査 山本 将之

副主査 米本 一樹 主事 平田 幸子

農政課

副主査 野地 俊紀

## 4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 3 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 4 報告第 3 2 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 5 議案第 8 6 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 議案第 8 7 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（素案）に係る意見について
- 日程第 7 議案第 8 8 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 8 議案第 8 9 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定の許可申請について
- 日程第 9 議案第 9 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第 1 0 議案第 9 1 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）
- 日程第 1 1 議案第 9 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
- 日程第 1 2 議案第 9 3 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第 1 3 議案第 9 4 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第 1 4 議案第 9 5 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定の許可申請について（県許可分）
- 日程第 1 5 議案第 9 6 号 現況確認証明願について

## 5. 会議の概要

(開会 午後1時50分)

議長 　　ただいまより令和2年8月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。  
新型コロナウイルスの感染を防ぐため、出席者を減じての開催であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条による定足数に達しております。

議長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号5番梅村正敏委員、10番今野由喜委員、11番佐藤洋委員を指名いたします。

議長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。  
7月30日、道の駅南相馬ホールにて、令和2年度第1回南相馬市地域農業再生協議会総会が開催され、令和元年度事業報告などの報告2件、令和2年度事業計画をはじめとする議案2件が審議され、いずれも原案のとおり決定したところであります。  
以上をもって諸般の報告といたします。

議長 　　次に、日程第3、報告第31号、農地法第18条6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第31号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。今回14件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 　　次に、日程第4、報告第32号違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第32号についてご説明いたします。議案書の5ページから6ページ、整

理番号1番から3番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、平成27年に母から生前贈与により取得した土地ですが、宅地への進入通路がなかったことから、通路と、居宅の前面が狭隘であったことから、居住環境を快適にするため植栽を行いました。今般、土地の地目を確認したところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号2番については、100年以上前から、当該地を宅地への進入路として使用しています。今般、下水道工事を計画したことに伴い、登記を確認したところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号3番については、平成元年に当該地近隣にアパートを新築しました。アパート敷地が狭かったことに伴い駐車場の確保が困難だったことから、筆界未定地の一部を駐車場として整備し現在も使用しています。今般、土地の調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長           ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長           13番委員。

13番委員       報告32号の2番ですが、違反転用に至る経緯及び理由等についてです。100年以上前から当該地を宅地への進入路として使用しており、確認したところ農地であることが判明したということですが、100年以上前というと大正時代になるわけです。南相馬市が国土調査されたのは、昭和30年代とか昭和40年代ころだと思うんですが、この進入路として当時作られていたとすれば、当然に国土調査の中で、農地に登記するという事は有り得ないはずなんですが、お伺いしたいと思います。

議 長           事務局。

事務局           昔の進入路は、車が無く人が通れる幅の分だけの所が多く、この家も人が通れる部分だけでございまして、国土調査当時も農地の畔のような狭いところを通過して進入していたようです。徐々に車社会となりまして、段々と進入路が広がってこのような状況になったとの話を聞いております。以上です。

議 長           ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、議案第86号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。なお、この議案は、議事参与の制限に該当する案件でありますので、整理番号204番を先に審議いたします。

農業委員会法第31条の規定により、11番委員にはこの間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。  
事務局から整理番号204番の説明を求めます。

事務局 議案第86号、整理番号204番についてご説明いたします。議案書の7ページ及び別紙資料になります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第86号、整理番号204番について説明させていただきます。今回、原町東地区の利用権設定になっておりまして、賃料につきましては双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。  
11番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開いたします。  
事務局から議案第86号の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第86号の残り全てについてご説明いたします。議案書の7ページ及び別紙資料になります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者である農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 それでは、議案第86号整理番号204番を除いた409件についてご説明させていただきます。今回、一般地区及び基盤整備5地区における利用権設定になっております。賃料につきましては双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第6、議案第87号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(素案)に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第87号についてご説明いたします。議案書の8ページ及び別紙資料になります。市が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第7条の規定において準用する同規則第2条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者である農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 それでは、議案第87号について説明させていただきます。まず、こちらの基本構想についてですが1ページ目をご覧ください。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき、概ね10年後の育成すべき農業経営の目標設定と、その実現に向けての措置を示したものとなっております。

このたび、県が定める市の計画の上位に当たる基本方針というものが、令和2年4月1日付けで見直されたことを受けまして、市の基本構想につきましても見直すに当たり、ご意見を伺うものになります。主な変更点についてですが、資料の2ページ目をご確認ください。

1点目としましては、認定農業者の認定基準となる所得目標につきまして、他産業従事者と同程度を確保することを目標としまして、金額が個人の従事者につきましては430万円以上から460万円以上へと30万円の増額。経営体につきましては、560万円以上から590万円以上へと30万円の増額となっております。なお、労働時間につきましては変更ございません。

2点目につきましては、農業協同組合を通して農地請負契約を行う農用地利用集積円滑化事業につきまして、農地中間管理事業と統合されたことから、関連する文面を削除しております。

3点目としましては、営農類型の指標について、基本構想に準じた変更としております。資料は、10ページ目から13ページ目なのですが、農業の指標につきまして、これまでの文面から変わっております。

4点目としましては、県の構想に倣い文面を直したほか法律などの時点修正を行っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第7、議案第88号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第88号についてご説明いたします。議案書の9ページから11ページになります。詳細については記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から、申請番号1番から6番について補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでございますので、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発

言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第89号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第89号についてご説明いたします。議案書の12ページになります。詳細については記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。なお、議案第89号申請番号2番については、議案第95号、申請番号1番の関連案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、申請番号2番について補足説明があれば発言を願います。

議 長 14番委員。

14番委員 この案件は、議案第95号の申請番号1番の関連なんですが、営農型の地上権設定です。後ほど議案第95号で報告いたしますが、地上権設定においては何ら問題ありませんでした。以上です。

議 長 続いて、申請番号1番の現地調査委員、12番委員には出席を求めているため、補足説明を受けていれば事務局から報告を願います。

事務局 申請番号1番についての補足説明は受けておりません。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第90号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第90号についてご説明いたします。議案書の13ページから14ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件としまして、申請番号1番については、報告第32号、整理番号1番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号2番については、グラウンドゴルフ場としての一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。

続きまして、申請番号3番については、報告第32号整理番号2番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号4番については、報告第32号整理番号3番の追認を得るための案件であり、筆界未定地の一部が土地のどの部分に該当するか不明であることから、筆界未定地に該当するすべての農地に対する転用申請となっております。以上です。

議長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、10番委員。

10番委員 議案第90号、申請番号1番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は1ページです。本件は、報告32号、整理番号1番の関連案件です。去る8月14日午前9時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議長 続いて申請番号2番の現地調査委員の18番委員及び申請番号3番と4番の現地調査員の12番委員には出席を求めているため、事務局からの報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第90号、申請番号2番について現地調査の報告をいたします。詳細につきましては記載のとおりです。現地案内図は2ページです。地域住民の親睦及び健康増進を図るためのグラウンドゴルフ練習場としての一時転用であります。去る8月9日9時より、申請人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、当該地は平坦地で水はけのよい水田で、除草後転圧し使用します。周囲は水田・畑・雑地・市道に囲まれており、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。審議のほどよろしく願います。

続きまして、議案第90号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。去る8月10日8時30分頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第90号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。去る8月10日11時頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上、現地調査委員からの報告となります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第91号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第91号についてご説明いたします。議案書の15ページ、申請番号1番につきまして、当事者の住所、氏名、土地の表示、取消願出をする理由につきましては記載のとおりです。一般住宅を建築する目的で平成22年に転用許可を受けましたが、着工前に東日本大震災が発生し県外への避難を余儀なくされました。今般、避難先からの帰還を断念したため、許可処分の取り消しをするものでございます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第92号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第92号についてご説明いたします。議案書の16ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、公共工事の工程に遅れが生じたことにより、予定内の工期では事業完了が見込めないことから、一時転用期間の延長が必要なため事業計画を変更するものです。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員の18番委員には出席を求めているため、事務局から現地調査の報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を読み上げさせていただきます。議案第92号、申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。公共工事の遅れによりそれに伴う一時転用期間の変更であります。去る8月9日11時より、被設定人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。審議のほどよろしくお願いたします。以上、現地調査の報告となります。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第12、議案第93号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第93号についてご説明をいたします。議案書の17ページから18ページ、申請番号1番から4番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件はございません。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号4番について、11番委員。

11番委員 議案第93号、申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。去る8月14日午前9時半より、譲受人立ち会いのもと現地

調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 続いて、申請番号1番の現地調査委員の8番委員及び申請番号2番と3番の現地調査委員の12番委員には出席を求めているため、事務局からの報告を願います。

事務局 それでは、申請番号1番から3番について、事務局より現地調査委員からの報告を読み上げさせていただきます。申請番号1番につきまして、現地案内図の6ページになります。去る8月13日午後4時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査事項に基づき代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、申請番号2番及び3番につきましては、申請地が隣接しており、代理人行政書士立ち会いのもと、同時に調査を実施いたしましたので、一括してご報告いたします。現地案内図は7ページになります。去る8月10日午前11時15分より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上、現地調査委員からの報告となります。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第13、議案第94号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第94号についてご説明いたします。議案書の19ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については、土取場への進入路としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和5年7月末日までとなっております。

申請番号2番については、第3種農地のうち用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。

続きまして、申請番号3番については、土取場への進入路としての一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号2番について、10番委員。

10番委員 議案第94号申請番号2番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は10ページです。去る8月11日午後3時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議をお願いいたします。

議長 続きまして、申請番号3番について、17番委員。

17番委員 議案第94号、申請番号3番について現地調査を行いましたのでご報告をいたします。現地案内図は11ページになります。去る8月4日午前10時より、被設定人立ち会いのもと調査を行いました。土地の所在、面積、申請事由については記載のとおりでございます。

前回の一時転用の際も調査を担当させていただきました。本年11月1日で一時転用の許可期限を迎えるため、新たな通路を設ける申請でございます。前回の時も汚濁水の排水と土砂流出防止には細心の注意を払うように、また防災施設を設置し、特に、河川への流出防止に徹底するよう今回も指導を行ったところでございます。また、許可後新たに設ける通路及び法面に対しても、同じように、舗装及び法面緑化をして対応するとの確認を行っております。

今後どれ位の山砂搬出量があるのか尋ねたところ、約70万立法メートルあり3年間で運び出す予定であるということでございます。行政庁の免許許可等の状況ですが、既に申請し9月には起工見込みでございます。また、水路等については土地改良区の管理下にあることから、8月7日付けで請戸川土地改良区からの同意意見書をいただいております。

農地の復元については、現況実測測量を行っておりますので、土砂採取完了後は現況図面のとおり復元するとしております。資金関係でありますけれども、自己資金で行うということで、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました、慎重審議よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長 続いて申請番号1番の現地調査委員、18番委員には出席を求めているため、事務局からの現地調査報告をお願いします。

事務局 現地調査委員からの報告を読み上げさせていただきます。議案第94号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。仔細につきましては記載のとおりです。現地案内図は9ページです。土取りのための進入路の造成を行うための一時転用です。去る8月11日11時より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、当該地は水稲が作付されておりますが、収穫後に工事を行う予定です。進入路は、当該地の中間のところを横断するもので、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。審議のほどよろしくお願ひいたします。以上、現地調査委員よりの報告となります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

議 長 5番委員。

5番委員 申請番号1番については、今回の農地に係る申請者が一方的に事前協議が整ったと言っているにすぎないのではないか、農業委員会としては、大規模林地開発の許可が得られるかどうかの判断をしないで、農地の許可を与えるというのは如何なものかと。

申請番号3番については、林地開発の方との協議がどのようになっているのか、やはり行政間で確認をすべきと思いますがどうでしょうか。

議 長 最初に、議案第94号の申請番号1番について、事務局のほうから答弁をお願いします。

事務局 申請番号1番の大規模林地開発等についてのお質しで、事前協議が整った状況ということですがけれども、許可を得るために関係部署との事前協議が必要ということがあります。それが概ね整い、あとは申請をするだけだというような状況にありますので、農業委員会だけが先行しているというわけではなく、同時に進んでいるというふうに解釈をしております。許可につきましても、大規模林地開発や採石法の許可と同日に合わせまして、一時転用のほうの許可もするというような運びになっております。

議 長 5番委員。

5 番委員 確認したいのは、行政間で農業委員会の事務局と、林地開発の許可をする大規模になれば県の農林事務所の森林林業部と情報の交換をして、確認をしているのかどうかということです。

議 長 事務局。

事務局 これまでもそうですが、同時許可という形をとっております。県に許可が降りる日付を確認し、農業委員会も同じ日付で許可証を発行しております。こうしたことから、農業委員会のみ許可証を発行するということは過去にもありませんでしたし、これからはありません。なお、事前に確認することは大事だと思いますので、今後も福島県に許可が出る日を確認し農業委員会のみ許可されることがないように、これからは行っていきたいと思っております。以上です。

議 長 続きまして申請番号3番について、事務局より答弁をお願いします。

事務局 申請番号3番についても許可を同日に出すということになりますので、関係行政部署と密に連絡をとっている状況です。

議 長 ほかにございませんか。

議 長 1番委員。

1 番委員 申請番号の1番と3番の件に関して、大規模林地開発許可ないし3番の変更の許可が下りたことを条件に、許可を出すというような審理をするという理解で、大規模林地開発許可が不許可になった場合でも、農業委員会の審議が許可することを求めているわけではないという理解でよろしいでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 ただいまのご質問につきましては1番委員のご指摘のとおりの内容です。

議 長 1番委員。

1 番委員 要するに、大規模林地開発の県の許可が下りることを条件として農地法第5条規定の賃貸借設定の許可をするという理解でよろしいでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 この案件につきましては、既に県の事前協議が済んだものについて農業委員会の議案として上程させていただいて、承認されれば県と許可日を合わせて交付するという形です。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第95号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第95号についてご説明いたします。議案書の20ページから22ページ、申請番号1番から4番について土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件として申請番号1番については、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用であり、議案第89号申請番号2番関連案件となっております。営農型太陽光発電設備については、一時転用の申請となり一時転用期間はパネル下部の営農者が認定農業者等であれば最長で10年間、それ以外は3年間ですが、営農の適切な継続が確認できれば一時転用が満了する際に、再度、一時転用の更新が可能な制度です。今回は、営農者が認定農業者等でないことから、転用期間は許可日から3年間となっております。なお、更新手続についての回数制限などはありませんが、営農の適切な継続が確保されない場合は更新ができない場合もあります。また、新規での営農型発電の許可申請は、営農計画や転用計画について福島県との事前協議が必要となります。本案件についても、福島県相双農林事務所経由で福島県農業担い手課と事前協議を行っており、この内容であれば申請できるという段階になったことから、転用申請に至ったものです。

続きまして、申請番号2番については、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。

続きまして、申請番号3番については、土取場としての一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。また、大規模林地開発等の許可を得る手続については、これから進めるということではありますが、事前協議は済んでいるとのことです。

続きまして、申請番号4番については、第2種農地に太陽光発電設備と通路等

を設置するための転用申請です。太陽光発電設備を設置する地番については地上権、通路等を設置する地番は使用貸借権をそれぞれ設定するものです。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、14番委員。

14番委員 議案第95号、申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページです。去る8月9日午前10時頃、設定人立会のもと現地調査を行いました。また、被設定人には電話確認しております。これは、営農型発電でございます。太陽光パネルの高さは2メートルから3メートル。その下に渋柿の栽培を行う予定です。渋柿の収穫は5年後との申請になっております。

営農の維持管理は設定人夫妻が行います。収穫等も設定人夫妻で行う予定です。農機具は、トラクター、軽トラック等諸々を被設定人が用意して維持管理して行くことになっております。賃借権はソーラーパネルを支える柱部分でございます。地上権は先ほどの議案第89号申請番号2番の関連でございます。

こうしたことから、立地基準、一般基準共に問題ないと考えております。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号3番について、13番委員。

13番委員 議案第95号、申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は14ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る8月11日午前11時頃より、被設定人の立ち会いのもと福島県農業会議の常設審議委員会の前川委員、事務局2名との4名により、現地調査を行いました。

本案件は、復旧復興事業に多量の土砂が必要であることから、申請地を土取場として一時的に使用するために必要な転用申請をするものであります。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取りまた現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているとともに、事業区域内の大規模林地開発等の許可を得る手続はこれから進めるとのことであり、調整沈砂池からの雨水泥水流出による下流への影響防止等も適切に対策を講じるとのことです。また、一時転用後の農地復元も問題なく復元できるということから、適正であると判断いたしました。なお、設定人である地権者21名の方には事前に事業計画内容を説明し、了解を得ているとのことであり、皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号4番について16番委員。

16番委員 議案第95号、申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は15ページで、土地の所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る8月8日午後4時頃より、申請者立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者からの聞き取り、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上であります。

議長 続いて、申請番号2番の現地調査委員、18番委員には、出席を求めているため事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を読み上げさせていただきます。  
議案第95号、申請番号2番について現地調査の報告をいたします。仔細につきましては記載のとおりです。現地案内図は13ページです。太陽光発電設備設置のための転用です。去る8月11日13時より、被設定人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取りまた現地の状況等を調査しました結果、当該地は、高速道路、山林に囲まれており、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上、現地調査委員よりの報告となります。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議長 10番委員。

10番委員 申請番号1番について、お伺いをしたいと思います。申請事由によりますと、パネル下部の栽培作物は渋柿を計画しておるということです。5年後からの収穫を見込んでおられるということでございますけれども、渋柿というのは、木の高さが5年も経てば、かなり高くなるんじゃないのかなと。そうすると、太陽光パネルとの位置関係から言うと問題が出る可能性が非常に高いんじゃないのかなと思われましても、過去にそのような事例があるのかないか、または、渋柿の品種で木が低くても実が成るような品種があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

議長 14番委員。

14番委員 資料によりますと、静岡県でやっております。静岡市の農業委員会の許可書も添付されております。また、柿栽培の説明資料によると山梨県山梨市の事例では、上へ向かう枝は全部切除して横に育てるようです。横に育てて添木を当て、横に

どんどん伸ばして行くようです。実績も出ており、写真も添付されております。

今回の計画では、今年の11月からの植付けで、その間に土壌改良、除草と施肥を循環させ3年間実施し、やっと5年目に収穫ができるような木になるようです。実績には、3メートル上に太陽光パネルがある訳ですから、柿に日光の日焼けが出ないことから、こうした手間が省かれ、いい柿ができるというふうに資料には出ております。以上です。

議 長           ほかにございませんか。

議 長           5番委員。

5番委員       一時転用と樹木を植える関係ですが、田なので地目を畑に変えるということなんでしょうか。

議 長           事務局。

事務局        実の成る果実的なものを植えるものなので、農地としての扱いになり、転用にはなりません。太陽光パネルを支える支柱の部分は、一時転用としての扱いになるという状況です。以上です。

議 長           17番委員。

17番委員     申請番号3番について確認をさせてください。この場所は過去に、土取り場として使っていた所かなと記憶しておりますけれども、その確認と、近隣で災害復旧のほ場整備を行っていますので、この工事に影響が出ないような対応をしていただけなのかどうかですね。わかる範囲で結構ですので、お答えをお願いしたいと思います。

議 長           事務局。

事務局        前に別な業者が土取りをしていた件ですけれども、前の別な業者はあまり手を付けず終わったということで、今回、被設定人の業者が新たに申請して土取りをするという状況です。災害対策につきましては、被設定人からの話によると、作業現場の中に通常のものよりも大きめの調整池をつくる、というような聞き取りでしたので、問題はないというようになっております。以上です。

議 長           17番委員。

17番委員 現地では法面の所が崩落をしている場所もあり、その部分が山側の用水路になるはずですので、土砂採取が終わって完了となれば、どなたが対応するのかですね。地権者から同意をいただいているので、業者ともあるいは地権者にも確認しながら、進めていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 事務局。

事務局 この業者からの聞き取りでは、業者では保険に入っておりまして、その保険で対応するということでした。工事の期間だけではなく、10年単位で入っております。土砂採取完了で対応を終わりというのではなく、不具合が生じた場合においては随時是正していきます。という回答いただいております。以上です。

議長 13番委員。

13番委員 今回、私が調査委員ということで現地を見させていただいたんですが、下流が小高東部地区の基盤整備事業を行っているところです。ここの土質は砂質系、山砂系で全くさらさらした土砂のため、下流の排水路に土砂が入っていくということで協議をしているのか聞いたところ、昨年に現況の状態では協議はしてることなんですが、今整備されて水路が入ってる状態では協議してないとのことだったので、請戸川土地改良区、あるいは県との協議をしてください。と話をしました。どういうふうな形で法面保護を行うのか、どういう調整池をつくるのかは、再度協議をするということなので、下流への問題がないようにしてほしいという要望をしました。調査の結果については、聞き取り調査ではありましたが適正に行うということだったので、了解をしたところです。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第15、議案第96号、現況確認証明願についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第96号についてご説明いたします。議案書の23ページになります。申

請番号1番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。非農地化したことに対する証明願いです。申請のあった1件、1筆の農地について非農地と判定いたしました。なお、現地調査については、7番委員と18番委員に代理で確認いただきましたが、2名とも本日は出席を求められていないため、後ほど事務局から報告いたします。以上です。

議 長 今回の現地調査員の7番委員及び18番委員には出席を求めていないため、事務局からの報告をお願いします。

事務局 議案第96号、現況確認証明願に係る現地調査の報告をいたします。7番委員からの報告です。去る8月5日午後2時頃から、18番委員、推進委員1名、事務局2名、私の5名で現地調査を行いました。現地案内図は16ページです。申請番号1番について、申請人立ち会いのもと調査いたしました。これまで農地としての利用にあたり腐葉土の投入など、長年にわたり農地の改善を試みてきましたが、土壌条件が強粘土と著しく農地利用が困難であります。よって、非農地という判断をしてみりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

議 長 15番委員

15番委員 今までの非農地判断ですと、進入路も何もなくなってしまって山の中であったり桑畑だったりしたところがもう山林化したという状態だったんですね。これは、スコップも鍬も使えないとかで、非農地と見なしていいのかどうか、もう少し説明できますでしょうか。

議 長 暫時休議します。

議 長 再開いたします。

ただいま、意見が出ました議案第96号、申請番号1番の現況確認証明願については、本日は保留にし、次回に再度話し合いを持つこととし、この件につきましては、次回審議することといたします。

議 長 以上で本日より予定いたしました報告2件及び議案11件、合わせて13件の審議をすべて終了いたしました。

これをもちまして本日の8月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れさまでございました。

(終了)

(閉会 午後3時25分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和2年8月17日

議事録署名人( 5番・ウメムラ マサトシ)

議事録署名人( 10番・コンノ ヨシキ)

議事録署名人( 11番・サトウ ヒロシ)